

ホテル・旅館における飲食提供時間短縮の要請について

宿泊施設における感染拡大を防止するため、集中的に対策を講じることとし、以下のとおり飲食提供時間の短縮を要請します。

◆要請期間

令和3年1月25日（月）0時から
令和3年2月7日（日）24時まで

◆対象施設

ホテル・旅館のうち、宴会場など専ら飲食を提供するスペース（宿泊部屋を除く）

◆要請内容

飲食提供時間を5時から21時までに短縮するよう要請します。

山梨県営業時間短縮要請協力金

上記要請に応じていただいた事業者に、協力金を交付します。

◆交付額

- 1施設あたり 56万円（1/25～2/7まで 14日間）
- 1施設あたり 40万円（1/29～2/7まで 10日間）

◆交付要件

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 旅館業法及び食品衛生法の営業許可を取得し、かつ営業の実態を有すること
- ② 1月25日又は1月29日から2月7日まで連続して時間短縮の要請に協力していること
- ③ やまなしグリーン・ゾーン認証を取得していること
- ④ 休業要請の対象施設に該当する場合は個別解除されていること

※ 詳細については、裏面に記載の窓口までお問い合わせください。

◆ 交付対象施設

山梨県内に所在し、21時から翌日5時までの時間帯を含む飲食の提供を行っている以下の施設で、県の時間短縮の協力要請に応じた事業者

○ やまなしグリーン・ゾーン認証を受けた【ホテル又は旅館】

※1月25日時点で認証を取得していない場合であっても、1月29日までに事務局（甲府市丸の内1-17-10-7階）に認証申請書等が提出されている場合（郵送又は持参の場合は同日17時必着）は、交付対象とします。

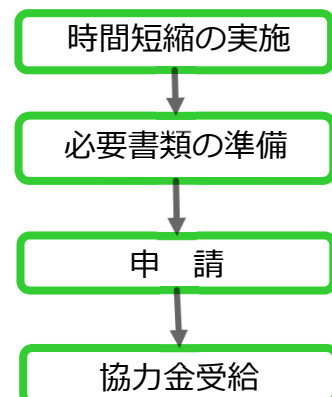
ただし、別に定める協力金の申請期限までに認証等が受けられなかった場合は、交付対象から除外します。

※休業要請の対象施設に該当する場合は、個別解除されていることも要件となります。

◆ 申請に必要な書類（予定）

- ① 交付申請書（県指定様式）
- ② 誓約書（県指定様式）
- ③ 食品衛生法の飲食店営業許可証及び旅館業法の営業許可証の写し
- ④ 振込先の通帳等の写し
- ⑤ 対象施設の「時短営業の案内」（又は休業の案内）がわかるもの
・店先や施設内に掲示した案内の写真又はホームページの写し等

<協力金受給までの流れ>



※ 申請書類は、追加・修正することがあります。
詳細については、2月上旬に開設する予定の県ホームページをご覧ください。

問い合わせ窓口（休日も対応：受付時間 9時～17時）

- ホテル・旅館への協力金の申請について（観光文化政策課） **055-223-1505**
※ 飲食店及び遊興施設への協力金は、055-223-1651（産業政策課）までお問い合わせください。
- グリーン・ゾーン認証について（事務局） **055-222-0384**